

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額を40万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月22日  
② 平成16年1月21日

平成15年7月と16年1月の賞与について、厚生年金保険の記録が無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の平成16年分確定申告書（平成17年度住民税課税基礎資料）の社会保険料控除額は、申立人のオンライン記録から算出される社会保険料額よりも高額であることが確認できる。

また、複数の同僚の平成16年年間賃金台帳（給与の部）及び賞与明細書から、同年1月給与の基本給に係る1.5か月分の賞与が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該賞与の標準賞与額については、申立人が所持する平成16年の給与明細書において確認できる基本給の額により推認できる賞与額及び保険料控除額から、40万5,000円とすることが必要である。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成17年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主からは回答を得られないが、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、同僚も申立人と同様に、賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず標準賞与額に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は賞与明細書及びそれに関連する資料を所持していない上、平成15年分確定申告書(平成16年度住民税課税基礎資料)は保存期間経過のため保存は無く、A社は、17年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主とも連絡が取れず、申立人の当該期間に係る賞与額及び保険料控除額を確認及び推認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 7 月 24 日

平成 21 年 7 月に賞与の支給があり、厚生年金保険料も天引きされていたので、年金記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主は、「申立人の申立期間の賞与支給額は、18万4,131円であり、厚生年金保険料も控除した。」と回答している。

また、申立人の平成 22 年度の所得・課税証明書に記載された社会保険料額は、申立人のオンライン記録から算出される社会保険料額よりも高額であることが確認できる。

さらに、申立期間に係る同僚の賞与明細書から、当該同僚は支給された賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額は、事業主の回答から、18万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から59年6月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から59年6月まで  
結婚した2年後ぐらいに国民年金の加入手続をA町役場(当時)のB連絡所で行った。年金手帳に「付加加入 昭和 52.10.11」と記載があり、付加保険料も一緒に納付した。定額保険料のみが納付済みであり、付加保険料が未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年10月頃にA町役場B連絡所で国民年金の加入手続をして付加保険料も一緒に納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は54年11月19日に払い出されている上、申立人が初めて付加年金加入の契機となった農業者年金の加入は、農業者年金基金から57年5月に農業者年金被保険者資格取得決定通知書が交付されており、この時点で52年10月11日に遡って資格取得していることから、それまでは付加年金の加入被保険者として取り扱われていなかったものと推認でき、同役場から申立人に対して付加保険料の徴収はなかったものと考えられる。

また、申立人のオンライン記録では、国民年金手帳記号番号が払い出された翌年度から昭和61年度まで国民年金保険料を定額前納しており、行政機関が長期にわたり誤った納付記録の管理をしていたとは考えにくく、昭和61年9月8日に納付書が作成されているところ、申立人の国民年金保険料の納付状況から、59年7月から61年3月までの過年度分の付加保険料の納付書でもあることが推認でき、この時期を基準とすると時効完成前までの期間について作成された納付書でもあることから、59年6月以前の申立期間の付加保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は付加年金の加入手続に関して記憶が明確でないところ、国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は付加保険料の納付に関する記憶が明確でない上、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から58年6月まで

申立期間当時は自治会の方が国民年金保険料の集金を行っており、加入手続及び保険料の納付について母親に任せていた。両親も申立期間は保険料を納付しているので、自分の保険料も集金によって納付していたはずである。両親が留守の時に、自分が集金人に保険料を支払った記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は109月と長期間のところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金被保険者の資格記録から、昭和60年8月頃に払い出されていると推認でき、その時期を基準とすると、申立期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親も既に亡くなっており、申立人の申立期間当時の国民年金加入状況及び保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の保険料が納付されていたことを推認できる関係者の証言も得られないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年3月まで

平成元年8月に主人が会社を退職し、国民年金に切り替わった。集金の方に主人と私の二人分の年金保険料を支払い、「主人が会社を退職して、収入が減り、年金保険料を支払うのはこの先経済的に苦しい。」と話したところ、免除の方法があると教えてもらい、申請し、2年4月から全免が認められた。しかし、申立期間については、主人と二人分納付したのに、主人は納付済みになっている。領収書は受け取ったはずだが、同年4月以降の分しか見当たらない。当時は、いつも集金で納付しており、こちらが支払うまでは、何度も家を訪問されたので、納めたことに間違いはない。もう一度、ちゃんと調べていただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が明確でないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、A市役所の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、平成2年7月頃に払い出されており、申立人についても、同時期に国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が行われていることが確認できることから、申立人夫婦の国民年金への加入手続及び切替手続は、この頃に行われたものと推認でき、申立期間は過年度保険料となるため、同市の集金人に納付することはできないことから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

さらに、申立期間の保険料を夫婦併せて納付した場合、12万8,000円となるが、申立人は、10万円を超える金額を支払った記憶は無いと述べていることから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

加えて、国民年金保険料納付状況について関係人の証言も得られない上、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付をしていたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで  
② 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 9 月 1 日まで

申立期間における標準報酬月額が、その直前の標準報酬月額である 24 万円から 18 万円に、19 万円から 18 万円にそれぞれ下がっているが、この間欠勤等はしていないし、残業時間の変動も無かったはずなので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書等は所持していないが、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について、オンラインの標準報酬月額が下がっているが、給与は下がったことが無いと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録を確認しても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない上、B厚生年金基金の申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人と同じ職種であった同僚の一人が所有していた、A社における申立期間①及び②に係る給与明細書に記載された保険料控除額を確認したところ、オンライン記録の標準報酬月額相当の保険料控除額と一致している上、当該同僚及び複数の同僚についても、申立人同様、平成 4 年 10 月及び 6 年 10 月の標準報酬月額が、その前年の 3 年及び 5 年の標準報酬月額に比べ低額な標準報酬月額となっていることから、申立人の記録に不自然さは見受けられない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。